

秋田なまはげ農業協同組合
無料職業紹介所業務運営規程

事業所名 秋田なまはげ農業協同組合
無料職業紹介所

(目的)

第1条 この規程は、秋田なまはげ農業協同組合（以下、「当組合」という）が、組合員の農業に関する職業に対応した補助労働力を効率的に確保するため、秋田なまはげ農業協同組合無料職業紹介所（以下、「紹介所」という）を設置し、業務運営に関する必要な事項を定め、もって円滑な事業運営を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 求人者登録業務
- (2) 求職者登録業務
- (3) 求人者と求職者とのマッチング業務
- (4) その他職業紹介事業の運営に関すること

(求人申込)

第3条 紹介所は、当組合の組合員が行う農業の職業に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申込みの内容が法令違反である場合、若しくは、賃金、労働時間等が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合、及び暴力団員などによる求人である場合にはこれを受理しない。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により、申込むものとする。ただし、直接来所することができないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行うものとする。

3 前項の定めによる申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面又は電子メール等により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示するものとする。

(求職申込)

第4条 紹介所は、当組合の組合員が行う農業の職業に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合にはこれを受理しない。

2 求職申込みは、本人が直接来所し、所定の求職票により申し込むものとする。直接来所できない場合は、郵便、ファクシミリ又は電子メール等から申し込むものとする。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望する場合は、紹介所に特別の登録をし、本人の申し出により求職申込みの手続きを省略するものとする。

(紹介所の業務)

第5条 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力するものとする。また、求人者には、その希望に適合する求職者を選定するよう努力するものとする。

(求職者への条件明示)

第6条 求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示するものとする。

(紹介の責任)

第7条 紹介所は、求人及び求職の申込みについて、責任をもって紹介の労をとらなければならない。

2 紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとり、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をしてはならない。

(苦情・相談対応)

第8条 紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応するものとする。

(雇用関係成立・不成立の報告)

第9条 雇用契約の成立・不成立に関わらず、求人者、求職者は紹介所にその報告をしなければならない。

また、期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から紹介所に対し報告するものとする。

(個人情報の適正管理)

第10条 紹介所は、求職者・求人者から知り得た個人情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

(求人情報等の提供)

第11条 紹介所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行ってはならない。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、紹介所が当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じなければならない。

(差別的取扱いの排除)

第12条 紹介所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いをしないものとする。

(取扱職種の範囲等)

第13条 紹介所の取扱職種の範囲等は次のとおりとする。

- 2 求人者は、組合員に限る。
- 3 求職者は、組合員の求人に応募する者とする。
- 4 取扱職種は、農業の職業とする。

(問い合わせ等)

第14条 職業安定法関係法令及び通達に基づき運営される当事業にかかる問い合わせは、紹介所担当者が対応するものとする。

(職務権限)

第 15 条 この業務に関する職務権限は別に定める職務権限とする。

(運営)

第 16 条 この業務を円滑にすすめるため、担当部署を担い手支援室とする。

(その他)

第 17 条 この規程に定めない事項については、組合長がこれを決定する。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。